

成年後見人等への送付先一括変更の受付について

小田原市から送付する各種通知書などの送付先を
成年後見人等へ変更する手続きを1つの窓口でお受けします。

■ 対象となる通知書類

- ・ 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に関する通知類
- ・ 障がい福祉サービス等に関する通知類
- ・ 生活保護に関する通知類
- ・ 健診（検診）・予防接種等に関する通知類
- ・ 市税、上下水道料金・下水道受益者負担金に関する通知類
- ・ 清掃手数料、久野霊園管理料、市営住宅・駐車場使用料等に関する通知類

■ 手続きに必要なもの

- ・ 成年後見人等への送付先一括変更届
※登記事項証明書等の添付が必要になります。
詳しくは届出書の裏面をご確認ください。
- ・ 本人確認できるもの（窓口に来る人の運転免許証、個人番号カード、旅券など）
- ・ 委任状（届出人と窓口に来る人が異なる場合）
※法人後見又は届出人である成年後見人等の事務所の職員が提出する場合は、
委任状に加えて社員証や名刺などの届出人との関係がわかるものが必要です。

■ 提出先

小田原市役所 2階 高齢介護課 地域包括支援係
(16番窓口) へ



問い合わせ先

〒250-8555
小田原市荻窪300番地
小田原市役所 福祉健康部
高齢介護課 地域包括支援係
電話:0465(33)1864

詳しくは市HPで

HP二次元コード

